

(証券コード 2128)

平成22年3月10日

株 主 各 位

東京都中央区銀座一丁目8番14号  
株 式 会 社 ノ バ レ ー ゼ  
代表取締役社長 浅 田 剛 治

## 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年3月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 平成22年3月26日（金曜日）午前10時                             |
| 2. 場 所  | 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号<br>東京国際フォーラム ガラス棟 会議室G409      |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第10期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案   | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案   | 監査役1名選任の件  |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.novarese.co.jp/corp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

#### 1. 会社の現況に関する事項

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国金融不安に端を発した世界的規模の景気悪化のなか、一部持ち直しの兆しが見え始めたものの、自立性に乏しく依然として不透明な状況が継続しております。また、緊急雇用対策・経済対策が推進されるものの、企業収益は大幅に悪化し、雇用所得環境が悪化するなど、厳しい状況で推移いたしました。

当社が属するブライダル業界全体におきましては、少子化、晩婚化の影響から婚礼組数は緩やかに減少する傾向が継続しており、また、個人消費につきましても持ち直しの動きが見られますが、まだ実態として捉える状況にありません。しかしながら、当社が運営しておりますハウスウェディング（ゲストハウス）スタイルでの挙式・披露宴につきましても、引き続き需要が増加しており、安定的な市場を形成するに至っております。

このような状況の中、当社におきましては、新規出店に関しては、昨今のデフレによる出店コストが低下した現在の景気状況は好機であると判断し、当事業年度においても、ゲストハウス（婚礼式場）候補地の選別・開発をすすめ、今後の収益に寄与する新規開業に取り組んでまいりました。平成21年7月には中国エリア初出店となるドレスショップ『ノバレーゼ広島』（広島市中区）をオープンし、10月開業の昭和初期建築の料亭を婚礼施設にリノベーションした『三瀧荘』（広島市西区）、平成22年2月に開業を予定する『広島モノリス』（広島市東区）と相互連携し収益拡大に努めました。また、平成21年7月には地元収穫の有機野菜を使用するオーガニックフレンチ店として、当社初となるレストラン特化型施設『アマンダンリーフ 旧軽井沢倶楽部』（長野県北佐久郡軽井沢町）をオープンし、11月には昭和初期の歴史的建造物「旧逋信省姫路電信局」をリノベーションした『姫路モノリス』（兵庫県姫路市）を開業し、事業エリア拡大に努める一方、9月には低採算店舗であった『エクリュスポーゼ高知店』（高知県高知市）を閉鎖し、将来の企業収益の更なる向上を図りました。

なお、業務効率の向上と販売強化ならびにブランドイメージアップを図るため、平成21年3月には本社事務所を東京都中央区銀座に集約・移転し、5月にはイタリア製高級ウェディングドレスを専門にレンタル・販売する当社ドレスショップの旗艦店となる『ノバレーゼ銀座』（東京都中央区）を本社事務所ビル内にオープンいたしました。また、平成21年2月には挙式・披露宴に列席される方々への和装レンタルを提供するために『ノバレーゼフォーマルセンター』（東京都中央区）をオープンし、新たなサービスを開始するほか、今後、広域出店を展開するなか、顧客に提供する商品・サービスの品質を平準化し、収益率の向上も図るため、平成21年7月には披露宴映像演出作品の製作を行う株式会社MARRY MARBLEに、12月には婚礼会場の装花を行う株式会社花乃店千樹園にそれぞれ100%出資し子会社といたしました。

この結果、当事業年度末における当社店舗数は、直営ゲストハウス15店舗、レストラン特化型施設1店舗、直営ドレスショップ14店舗、提携施設9店舗となり、業績面については、前期比13.4%増となる10,596百万円の売上高を計上することが出来ました。利益面につきましては、売上高が堅調に推移したことや、前事業年度から取り組んでいる一括購買などの改善効果により、営業利益は1,769百万円（前期比20.2%増）を計上することができました。また、経常利益は1,799百万円（前期比19.0%増）、当期純利益は962百万円（前期比20.9%増）となり、着実に業績を伸張させることが出来ました。

#### A. 婚礼プロデュース事業

当事業年度には都市型ゲストハウス1拠点を開店したこと、また、再生型としてゲストハウス1拠点を開店したこと、ならびに前事業年度に開店した都市型ゲストハウス1拠点が通年で業績に寄与したため、婚礼プロデュース事業の売上高は4,086百万円（前期比14.2%増）となりました。

#### B. 婚礼衣裳事業

当事業年度にはドレスショップ『ノバレーゼ』1店舗を開店したこと、また、前事業年度に開店したドレスショップ『エクリュスポーゼ』2店舗が通年で寄与したことに加え、挙式・披露宴会場の新規出店および業務提携を推進したことなどに伴い、婚礼プロデュース事業から顧客の紹介が増加したため、婚礼衣裳事業の売上高は2,248百万円（前期比14.6%増）となりました。

### C. ホテル・レストラン事業

婚礼プロデュース事業と同様に、当事業年度に都市型ゲストハウス1拠点を開店したこと、また、再生型としてゲストハウス1拠点を開店したこと、ならびに前事業年度に開店した都市型ゲストハウス1拠点が通年で業績に寄与したため、ホテル・レストラン事業の売上高は4,261百万円（前期比12.1%増）となりました。

事業部門別売上高は、次のとおりであります。

| 事業部門        | 売上高(千円)    | 構成比 (%) | 前期比 (%) |
|-------------|------------|---------|---------|
| 婚礼プロデュース事業  | 4,086,453  | 38.6    | 114.2   |
| 婚礼衣裳事業      | 2,248,326  | 21.2    | 114.6   |
| ホテル・レストラン事業 | 4,261,448  | 40.2    | 112.1   |
| 合計          | 10,596,228 | 100.0   | 113.4   |

#### ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は1,738百万円であり、その主な内容は、来期開業を予定しております挙式・披露宴会場としての土地および仕掛かり中の設備に対する投資額1,017百万円、当期開業いたしました挙式・披露宴会場ならびにドレスショップ設備の取得に係る投資額501百万円、レンタル衣裳を含む工具器具備品の取得に係る投資額219百万円であります。

なお、設備投資に要した資金は、自己資金および金融機関からの借入により充当いたしました。

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度において設備投資等に要した資金としまして、金融機関からの借入金により、1,000百万円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分            | 第 7 期<br>平成18年12月期 | 第 8 期<br>平成19年12月期 | 第 9 期<br>平成20年12月期 | 第10期(当期)<br>平成21年12月期 |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 売 上 高(千円)      | 5,630,730          | 7,765,802          | 9,342,809          | 10,596,228            |
| 経 常 利 益(千円)    | 940,265            | 1,251,796          | 1,511,977          | 1,799,411             |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 525,707            | 677,352            | 795,900            | 962,188               |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 34,285.00          | 13,260.81          | 15,313.26          | 9,583.28              |
| 総 資 産(千円)      | 4,454,048          | 5,256,278          | 6,398,550          | 7,924,191             |
| 純 資 産(千円)      | 1,888,868          | 2,566,394          | 3,258,478          | 4,151,347             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成14年9月25日企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
3. 平成18年12月31日を基準日として平成19年1月1日付をもって株式1株につき3株の株式分割を行っております。
4. 平成21年6月30日を基準日として平成21年7月1日付をもって株式1株につき2株の株式分割を行っております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

#### ② 重要な子会社の状況

当社の子会社として株式会社MARRY MARBLEおよび株式会社花乃店千樹園がありますが、子会社の資産、売上高等からみて重要な子会社には該当いたしません。

### (4) 対処すべき課題

当社がターゲットとしている年齢層は年々減少傾向にあり、また、同世代の未婚率は逆に増加する傾向にありますが、当社は、他社との差別化を図り、顧客からの支持を得るため、以下の課題に対応してまいります。

#### ① 戦略的な店舗展開

当社は、挙式・披露宴会場の出店候補地を、商圈規模、地域特性、ロケーションなどの立地条件と店舗採算を総合的に勘案し決定しておりますが、中でもロケーションによって店舗収益が左右されることからこれを最優先課題として考えております。この課題に対応するため、独立した専門組織である店舗開発室が柱となり、当該事業用地の物件に係る情報収集チャネルの拡大、迅速な対応を通じて戦略的な店舗展開を推進してまいります。

#### ② 認知度向上のためのプロモーション戦略

当社は、挙式施行の稼働率を高めるため、認知度向上のプロモーション戦略を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、ブライダル情報誌やグルメ情報誌などのマスメディアに加え、地域を限定したテレビコマーシャル、インターネットを活用した結婚情報サイトおよびレストラン情報サイトなど多様なプロモーション活動を推進してまいります。

#### ③ 商品ラインナップの拡充

当社は、多様化する顧客ニーズへの対応を図るとともに、潜在化する顧客ニーズを喚起できる企画提案を重要な課題として考えております。この課題に対応するため、自社デザイナーによるオリジナルドレスの企画・製作や、子会社による装花・映像演出商品の開発などを通して、商品ラインナップの拡充を推進してまいります。

#### ④ 人材の確保と育成

ブライダル事業においては、挙式・披露宴のプロデュースやウェディングドレスのレンタル・販売を担当する場合、顧客ニーズを的確に捉えた企画・提案が必要であり、商品知識と熟練した技術が要求されます。スタッフ育成には一定の教育期間を要するため、挙式・披露宴会場ならびにドレスショップの店舗展開と人材採用・育成とのバランスをとりながらサービスの維持・向上に努めております。人事政策につきましては、年間を通じて柔軟かつ機動的な採用を行うとともに、ジョブローテーションの実施や、事業分野にとらわれない組織改編による組織の活性化、従業員への積極的な権限委譲などにより、従業員のモチベーション向上を図る方針であります。

#### ⑤ 衛生管理

当社は、食品衛生法に基づき所轄保健所より営業許可証を取得し、すべての挙式・披露宴会場に食品衛生責任者を配置しております。また、食中毒等の防止を目的に策定した食品衛生マニュアルに基づく品質管理や、役員への定期的な検便および健康診断の実施などを通じた衛生管理を徹底しております。さらに第三者機関による定期または臨時の衛生検査を実施して、衛生管理の万全を期してまいります。

#### ⑥ 内部統制、リスクマネジメント、コンプライアンス

第10期より適用された内部統制報告制度の整備・運用には、外部コンサルタントの導入やプロジェクトチームの立ち上げなどを通して積極的に取り組んでおります。またリスクマネジメントならびにコンプライアンスについても委員会等で定期的に制度面や業務の見直しを行い、全社への周知徹底を図っております。

以上、当社を取り巻く経営環境は、異業種からの参入などを含め、同業他社との競合激化が加速化するものと思われませんが、株主の皆様のご期待にお応えできるよう経営課題達成に注力し、収益の確保、ひいては企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（平成21年12月31日現在）

| 事業部門        | 主な事業内容                       |
|-------------|------------------------------|
| 婚礼プロデュース事業  | 挙式・披露宴の企画立案および運営             |
| 婚礼衣裳事業      | 婚礼衣裳のレンタルおよび販売               |
| ホテル・レストラン事業 | 婚礼飲食およびランチ・ディナーなどの一般飲食ならびに宿泊 |

## (6) 主要な営業所（平成21年12月31日現在）

| 区分                | 名称          | 所在地         |
|-------------------|-------------|-------------|
| 本社                |             | 東京都中央区      |
| ゲストハウス<br>(婚礼宴会場) | 宇都宮モノリス     | 栃木県宇都宮市     |
|                   | 高崎モノリス      | 群馬県高崎市      |
|                   | 大宮モノリス      | さいたま市大宮区    |
|                   | 葵モノリス       | 名古屋市東区      |
|                   | 北山モノリス      | 京都市左京区      |
|                   | 心齋橋モノリス     | 大阪市中央区      |
|                   | 芦屋モノリス      | 兵庫県芦屋市      |
|                   | 姫路モノリス      | 兵庫県姫路市      |
|                   | アマダンヒルズ     | 神奈川県厚木市     |
|                   | アマダンヴィラ     | 石川県かほく市     |
|                   | アマダンテラス     | 名古屋市天白区     |
|                   | アマダンライズ     | 浜松市中区       |
|                   | ザロイヤルダイナスティ | さいたま市大宮区    |
|                   | ホテル諏訪湖の森    | 長野県諏訪市      |
| 三瀧荘               | 広島市西区       |             |
| レストラン             | アマダンリーフ     | 長野県北佐久郡軽井沢町 |

| 区分      | 名称           | 所在地      |
|---------|--------------|----------|
| ドレスショップ | ノバレーゼ銀座      | 東京都中央区   |
|         | ノバレーゼ横浜      | 横浜市中区    |
|         | ノバレーゼ金沢      | 石川県金沢市   |
|         | ノバレーゼ名古屋     | 名古屋市中区   |
|         | ノバレーゼ京都      | 京都市下京区   |
|         | ノバレーゼ大阪      | 大阪市北区    |
|         | ノバレーゼ神戸      | 神戸市中央区   |
|         | ノバレーゼ広島      | 広島市中区    |
|         | エクリュスポーゼ宇都宮店 | 栃木県宇都宮市  |
|         | エクリュスポーゼ高崎店  | 群馬県高崎市   |
|         | エクリュスポーゼ大宮店  | さいたま市大宮区 |
|         | エクリュスポーゼ町田店  | 東京都町田市   |
|         | エクリュスポーゼ諏訪店  | 長野県諏訪市   |
|         | エクリュスポーゼ浜松店  | 浜松市中区    |

(7) 従業員の状況（平成21年12月31日現在）

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 408(159)名 | 81(14)名増  | 29.9歳 | 2.4年   |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 従業員数が81名増加しておりますが、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先（平成21年12月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高（千円） |
|---------------|-----------|
| 株式会社日本政策投資銀行  | 390,000   |
| 株式会社三井住友銀行    | 348,600   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 198,667   |
| 株式会社十六銀行      | 166,670   |
| 株式会社みずほ銀行     | 148,220   |
| 株式会社りそな銀行     | 58,335    |

## 2. 株式の状況（平成21年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 230,400株

(2) 発行済株式の総数 104,940株

(注) 新株予約権の行使および株式分割により、発行済株式の総数は52,797株増加しております。

(3) 株主数 1,303名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                              | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 浅 田 剛 治                                                            | 38,401    | 38.2        |
| 株 式 会 社 M Y T                                                      | 13,000    | 12.9        |
| ノーザン・トラスト・カンパニー・エイブイエフ<br>シー・リ・ノーザン・トラスト・ガンジー・ノ<br>ン・トリートイー・クライアーツ | 4,000     | 4.0         |
| 山 根 由 紀 子                                                          | 3,912     | 3.9         |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                               | 3,434     | 3.4         |
| 植 野 真 理 子                                                          | 2,380     | 2.4         |
| 鶴 田 真 巳                                                            | 2,147     | 2.1         |
| 浅 田 陽 子                                                            | 1,934     | 1.9         |
| 志 野 文 哉                                                            | 1,756     | 1.7         |
| 白 木 宏 幸                                                            | 1,733     | 1.7         |

(注) 持株比率は自己株式（4,306株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年12月31日現在）

|                       |                            |                                |
|-----------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 発行決議の日                | 平成17年6月2日                  | 平成17年12月28日                    |
| 新株予約権の数               | 100個                       | 30個                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類      | 普通株式                       | 普通株式                           |
| 新株予約権の目的となる株式の数       | 600株                       | 180株                           |
| 新株予約権の発行価額            | 無償                         | 無償                             |
| 新株予約権の行使時の払込金額        | 1株当たり11,667円               | 1株当たり35,000円                   |
| 新株予約権の行使期間            | 平成19年6月3日から<br>平成22年6月2日まで | 平成19年12月29日から<br>平成22年12月28日まで |
| 新株予約権の行使の条件           | (注) 1                      | (注) 1                          |
| 新株予約権の譲渡制限および取得に関する事項 | (注) 2                      | (注) 2                          |

(当社役員の保有状況)

| 発行決議の日 | 平成17年6月2日 |           |      | 平成17年12月28日 |           |      |
|--------|-----------|-----------|------|-------------|-----------|------|
|        | 新株予約権の数   | 目的である株式の数 | 保有者数 | 新株予約権の数     | 目的である株式の数 | 保有者数 |
| 取締役    | 100個      | 600株      | 1人   | 30個         | 180株      | 1人   |
| 社外取締役  | 一個        | 一株        | 一人   | 一個          | 一株        | 一人   |
| 監査役    | 一個        | 一株        | 一人   | 一個          | 一株        | 一人   |
| 社外監査役  | 一個        | 一株        | 一人   | 一個          | 一株        | 一人   |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員としての地位を有している者とする。ただし、会社の取締役・監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人による権利行使は認めないものとする。
- ③ その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

## 2. 新株予約権の譲渡制限および取得に関する事項

- ① 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ② 新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
- ③ 会社が消滅事項となる合併契約が承認されたとき、会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合に、その新株予約権を無償で取得する。
- ⑤ その他の消却事由および取得条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成21年12月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|-------|---------------|
| 代表取締役社長  | 浅田剛治  |               |
| 取締役      | 林眞治   | 営業本部長         |
| 取締役      | 田中雅樹  | 管理本部長         |
| 取締役      | 鶴田真巳  | 店舗開発室長        |
| 取締役      | 植野真理子 | 首都圏支社長        |
| 取締役      | 磯道直人  | 北関東支社長        |
| 取締役      | 竹本英高  | 販売戦略室長        |
| 取締役      | 石塚銃男  |               |
| 常勤監査役    | 武者優   |               |
| 監査役      | 藤原宏章  |               |
| 監査役      | 森耕平   | 公認会計士         |

- (注) 1. 取締役石塚銃男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原宏章、森耕平の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役藤原宏章氏は財務経理ならびに監査の分野で40年以上の豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役森耕平氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額                  |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(1名)  | 126,931千円<br>(1,800千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 11,064千円<br>(4,704千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(3名) | 137,995千円<br>(6,504千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成14年8月30日開催の第2期定時株主総会決議において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与とは含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成14年8月30日開催の第2期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には、取締役石塚銃男氏は、平成21年3月26日就任以降に開催された16回のすべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

当事業年度開催の取締役会には、監査役藤原宏章氏は、20回のすべてに出席し、監査役森耕平氏は、20回のうち18回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

また、当事業年度開催の監査役会には、監査役藤原宏章氏は、15回のうち14回に出席し、監査役森耕平氏は、15回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、有限責任監査法人トーマツとなりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

21,000千円

#### ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、企業活動の健全性を確保するため、自ら率先して法令・定款を遵守するとともに、取締役および従業員の具体的な行動指針として制定した「企業行動憲章」を周知徹底させ、企業理念の実現を図るものといたします。

取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、その実施状況を随時確認いたします。

取締役の職務執行の適法性を確保するため社外取締役を選任し、牽制機能の充実に努めております。

取締役等の法令等違反を防ぐため「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を中心として取締役および従業員への定期的な教育を実施し、コンプライアンス知識および意識の向上を図っております。

内部通報制度を導入することで、社内の不正行為の早期発見および再発防止を図っております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る文書その他重要な情報の保存および管理を行います。取締役および監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整えております。

これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しを適宜実施し、その経過などを取締役会に報告いたします。

なお、業務を効率的に推進するため、業務システムのIT化を推進いたします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基本を定める「リスク管理規程」に基づき、各部署の業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、全社的もしくは部署横断的なリスク管理は管理本部総務人事部が行うこととしております。

管理本部総務人事部は、想定されるリスクに応じた、適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。

リスク管理委員会を年2回以上開催し、リスク管理体制の整備方針の策定、対策の立案その他重要事項を総合的に審議し、決議すべき事項については取締役会において決定いたします。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、代表取締役社長を対策本部長とする対策本部を設置し、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応を実施することで、損害を最小限に抑えるとともに、再発防止策を講じます。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営理念に基づき、この実現に向け中期経営計画および年度経営計画を策定し、全社的な目標を定めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催し、また必要と認められるときには臨時で適宜開催しております。経営目標の進捗状

況について、取締役会にて業務報告を行うことで定期的に確認いたします。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理」、「職務分掌」、「職務権限」に関する社内規程において、それぞれの責任者およびその責任、職務執行手続きの詳細について定め、権限委譲と部門間の相互牽制を行います。

意思決定の迅速化を図るため、業務執行取締役および部署責任者により構成される会議を定期的に開催し、業務執行状況の適時把握および業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議いたします。

ITの活用により随時業績状況をデータ化し、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に活用いたします。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役職者の職務を執行する上で、法令および定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置付け、企業理念、行動指針および企業行動憲章に則り、代表取締役社長が繰り返しコンプライアンスの重要性を役職者に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

コンプライアンス担当部署を管理本部総務人事部とし、3ヶ月に1回程度コンプライアンス委員会を開催して全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、マニュアルおよび関連する法令等を社内周知徹底させ、企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図っております。問題があった場合には、就業規則に従い、厳正な処分を行います。

全ての利害関係者から継続的な信頼を得るために、反社会的勢力や団体に関しては毅然たる態度で対応いたします。

反社会的勢力への対応統括部署を管理本部とし、管理本部長が反社会的勢力の不当要求に対処いたします。また、暴力団対策連絡協議会に加入するなど、警察をはじめとする関係行政機関と連絡を取り、反社会的勢力に関する情報を収集いたします。

また、取引を行う相手先については、重大な法令違反等の反社会的な行為や反社会的勢力との関係について問題がないことを調査した上で取引をいたします。

コンプライアンス委員会を中心に、従業員に「不当要求行為対応マニュアル」を用いた講習会、セミナー等で反社会的勢力排除に向けた周知徹底を図ります。

役職者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部署もしくは内部通報窓口にて報告する体制とし、重大性に応じて取締役会が再発防止策を決定するなど、全社的にその内容を周知徹底いたします。

代表取締役社長直属の内部監査室が実施する内部監査において、コンプライアンス上の重要な問題が発見された場合には、その内容を代表取締役社長に報告しております。

#### (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業理念、行動指針および企業行動憲章を当社企業集団のすべての役員および従業員が実践すべき行動の基準・規範とし、当社はその実践状況を定期的に確認するものといたします。

子会社および関連会社に対して、事前の承認や報告を求める事項等について「関係会社管理規程」の中で定めるとともに、当社内の子会社を管理する部署による支援体制を敷くことで、

企業集団全体の業務の適正を確保いたします。

当社の取締役、監査役または社員を子会社および関連会社の取締役または監査役として配置し、子会社の取締役の業務執行の監視・監督または監査を行います。

当社内部監査室は、子会社および関連会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、コンプライアンス担当部署および子会社管理部署に報告し、子会社管理部署は必要に応じて内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、当社は必要に応じて監査役の職務の補助をなす従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容については、監査役会の意見を十分考慮して検討いたします。

当該従業員は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

#### (8) 監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員の任命、異動等の人事については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとしております。

監査役がその職務を補助する従業員は、監査役の指揮命令のもとに業務を遂行し、その業務に専念するものといたします。

#### (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、随時その議事録を閲覧するほか、重要な稟議については監査役による確認を行い、その内容を把握できるシステムとなっております。

取締役および従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行います。

内部監査室は、内部監査結果について必要に応じて監査役に報告いたします。

#### (10) その他監査役がその職務を補助する使用人の独立性を確保するための体制

役職者の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役がその職務を補助する使用人の独立性を確保するための重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役および従業員の説明を求めるなどの職務が円滑に行える体制を整えております。また、代表取締役社長および監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することとしております。

社外監査役として企業経営に精通した有識者や法律・会計の有資格者を招聘し、取締役等の業務を執行する者からの独立性を保持いたします。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部              |                  |
|----------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>2,021,429</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,813,393</b> |
| 現金及び預金               | 1,557,738        | 買掛金                  | 488,852          |
| 売掛金                  | 153,313          | 1年以内返済予定の長期借入金       | 430,800          |
| 商 品                  | 30,389           | 未払金                  | 662,787          |
| 原材料及び貯蔵品             | 86,090           | 未払費用                 | 69,102           |
| 前渡金                  | 19,538           | 未払法人税等               | 487,724          |
| 前払費用                 | 51,161           | 未払消費税等               | 75,068           |
| 繰延税金資産               | 97,216           | 前受金                  | 470,305          |
| その他                  | 25,981           | 預り金                  | 21,191           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>5,902,761</b> | 前受収益                 | 8,060            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>4,986,959</b> | 賞与引当金                | 99,500           |
| 建 物                  | 3,471,777        | <b>固 定 負 債</b>       | <b>959,450</b>   |
| 構 築 物                | 246,759          | 長期借入金                | 879,692          |
| 車 両 運 搬 具            | 3,071            | 役員退職慰労未払金            | 69,980           |
| レンタル衣裳               | 85,211           | その他                  | 9,778            |
| 工具、器具及び備品            | 162,569          |                      |                  |
| 土 地                  | 571,866          |                      |                  |
| 建設仮勘定                | 445,702          |                      |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>74,452</b>    | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,772,843</b> |
| 商 標 権                | 25               |                      |                  |
| ソフトウェア               | 16,498           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| ソフトウェア仮勘定            | 53,164           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>4,151,347</b> |
| その他                  | 4,764            | 資 本 金                | 586,634          |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>841,350</b>   | 資 本 剰 余 金            | 446,184          |
| 関係会社株式               | 45,060           | 資 本 準 備 金            | 446,184          |
| 出 資 金                | 20               | 利 益 剰 余 金            | 3,228,438        |
| 長期貸付金                | 184,476          | 利 益 準 備 金            | 160              |
| 長期前払費用               | 41,484           | その他利益剰余金             | 3,228,278        |
| 繰延税金資産               | 61,486           | 繰越利益剰余金              | 3,228,278        |
| 差入保証金                | 501,757          | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△109,909</b>  |
| その他                  | 7,065            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>4,151,347</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>7,924,191</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>7,924,191</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高           |         | 10,596,228 |
| 売 上 原 価         |         | 4,595,613  |
| 売 上 総 利 益       |         | 6,000,615  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 4,230,973  |
| 営 業 利 益         |         | 1,769,641  |
| 営 業 外 収 益       |         |            |
| 受 取 利 息         | 5,570   |            |
| 受 取 手 数 料       | 27,519  |            |
| そ の 他           | 14,553  | 47,643     |
| 営 業 外 費 用       |         |            |
| 支 払 利 息         | 16,895  |            |
| そ の 他           | 977     | 17,873     |
| 経 常 利 益         |         | 1,799,411  |
| 特 別 損 失         |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 26,196  |            |
| 店 舗 閉 鎖 損 失     | 56,171  | 82,367     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 1,717,043  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 807,354 |            |
| 法人税等調整額         | △52,499 | 754,855    |
| 当 期 純 利 益       |         | 962,188    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株 主 資 本 |           |               |               |               |                     |                   |           | 純資産合計     |             |
|--------------|---------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------------|-------------------|-----------|-----------|-------------|
|              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |               | 利 益 剰 余 金     |                     |                   | 自 己 株 式   |           | 株 主 資 本 合 計 |
|              |         | 資 本 準 備   | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計 | 自 己 株 式 剰 余 金 合 計 |           |           |             |
| 平成20年12月31日高 | 580,789 | 440,339   | 440,339       | 160           | 2,306,669     | 2,306,829           | △69,480           | 3,258,478 | 3,258,478 |             |
| 当事業年度中の変動額   |         |           |               |               |               |                     |                   |           |           |             |
| 新株の発行        | 5,845   | 5,844     | 5,844         | -             | -             | -                   | -                 | 11,690    | 11,690    |             |
| 剰余金の配当       | -       | -         | -             | -             | △40,580       | △40,580             | -                 | △40,580   | △40,580   |             |
| 当期純利益        | -       | -         | -             | -             | 962,188       | 962,188             | -                 | 962,188   | 962,188   |             |
| 自己株式の取得      | -       | -         | -             | -             | -             | -                   | △40,429           | △40,429   | △40,429   |             |
| 当事業年度中の変動額合計 | 5,845   | 5,844     | 5,844         | -             | 921,608       | 921,608             | △40,429           | 892,869   | 892,869   |             |
| 平成21年12月31日高 | 586,634 | 446,184   | 446,184       | 160           | 3,228,278     | 3,228,438           | △109,909          | 4,151,347 | 4,151,347 |             |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 商品

婚礼衣裳

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

その他

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

② 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法を、それ以外は定率法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 15年～41年 |
| 構築物       | 10年～30年 |
| 車両運搬具     | 6年      |
| レンタル衣裳    | 2年      |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年  |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (4) 長期前払費用

均等償却によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (追加情報)

前事業年度においては、従業員への賞与支給額が確定していたため当該支給額149,057千円を流動負債の未払金として計上しておりましたが、当事業年度より給与規程の一部改定が行われた結果、賞与引当金の計上要件を満たすこととなったため、支給見込額を賞与引当金として計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

#### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ契約を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

(1) たな卸資産の評価基準および評価方法の変更

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用し、棚卸資産の評価基準については、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用開始前（平成20年12月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(3) 表示方法の変更

（貸借対照表）

- ① 従来、個別掲記しておりました「保険積立金」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の投資その他の資産の「その他」に含まれている「保険積立金」は3,465千円であります。

- ② 従来、個別掲記しておりました「長期前受収益」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の固定負債の「その他」に含まれている「長期前受収益」は9,778千円であります。

(損益計算書)

従来、個別掲記しておりました「受取祝金収入」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「受取祝金収入」は2,881千円であります。

(貸借対照表関係に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 土地 | 414,524千円 |
| 計  | 414,524千円 |

(2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 88,600千円  |
| 長期借入金         | 260,000千円 |
| 計             | 348,600千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,636,012千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 10,246千円

(損益計算書関係に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高 19,798千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

|                      | 前事業年度末株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|----------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式<br>普通株式(注1, 2) | 52,143       | 52,797        | —             | 104,940      |
| 自己株式<br>普通株式(注1, 3)  | 1,544        | 2,762         | —             | 4,306        |

- (注) 1. 平成21年7月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。  
2. 普通株式の発行済株式数の増加52,797株は、株式分割による増加52,257株および平成17年新株予約権の予約権行使による増加540株であります。  
3. 普通株式の自己株式数の増加2,762株は、株式分割による増加2,153株および取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加609株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------------|-----------------|----------------|
| 平成21年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 40,580     | 802         | 平成20年<br>12月31日 | 平成21年<br>3月27日 |

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものは次のとおり決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|-----------------|----------------|
| 平成22年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 100,634    | 利益剰余金 | 1,000       | 平成21年<br>12月31日 | 平成22年<br>3月29日 |

3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式数

- (1) 平成17年6月2日開催の臨時株主総会決議によるストック・オプション  
1,446株
- (2) 平成17年12月28日開催の臨時株主総会決議によるストック・オプション  
966株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|               |        |
|---------------|--------|
| 繰延税金資産（流動）    |        |
| 賞与引当金         | 40,496 |
| 法定福利費         | 7,775  |
| 未払事業税         | 35,339 |
| 店舗閉鎖損失        | 5,695  |
| 未払事業所税        | 4,077  |
| その他           | 3,831  |
| 小計            | 97,216 |
| 繰延税金資産（流動）の純額 | 97,216 |
| 繰延税金資産（固定）    |        |
| 役員退職慰労未払金     | 28,603 |
| リース料否認        | 15,296 |
| 店舗閉鎖損失        | 17,167 |
| その他           | 648    |
| 小計            | 61,715 |
| 繰延税金負債（固定）    |        |
| リース債務         | 228    |
| 小計            | 228    |
| 繰延税金資産（固定）の純額 | 61,486 |
|               | 61,715 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(%)

|                    |      |
|--------------------|------|
| 法定実効税率             | 40.7 |
| (調整)               |      |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1  |
| 住民税等均等割            | 0.4  |
| 留保金課税              | 3.2  |
| その他                | △0.4 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 44.0 |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

|           | 取得原価相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|-----------|---------|------------|---------|
| 建物附属設備    | 14,500  | 14,258     | 241     |
| 工具、器具及び備品 | 95,652  | 82,484     | 13,168  |
| 合計        | 110,152 | 96,742     | 13,410  |

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内 10,745千円

1年超 3,062千円

合計 13,807千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

支払リース料 23,187千円

減価償却費相当額 22,030千円

支払利息相当額 477千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|       |           |
|-------|-----------|
| 1年内   | 42,000千円  |
| 1年超   | 465,500千円 |
| <hr/> |           |
| 合計    | 507,500千円 |

(注) 当事業年度より「リース取引に関する会計基準」および「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用し、上記の金額には不動産に係るオペレーティング・リース取引も含めております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 41,251円94銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 9,583円28銭  |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年2月16日

株式会社ノバレーゼ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 永 | 田 | 高 | 士 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松 | 本 | 保 | 範 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノバレーゼの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年 2月24日

株 式 会 社 ノ バ レ ー ゼ 監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 武 者 優 ㊟  
社 外 監 査 役 藤 原 宏 章 ㊟  
社 外 監 査 役 森 耕 平 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、企業体質の一層の強化と内部留保の充実を考慮し、当社の経営成績および財政状態、事業計画等を総合的に勘案した上で、剰余金の配当を継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、平成21年12月期におきましては、当事業年度の剰余金の配当を1株当たり1,000円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭とする。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金1,000円  
総額 100,634,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成22年3月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社が、映像演出事業等を事業目的とする株式会社MARRY MARBLEおよび装花事業等を事業目的とする株式会社花乃店千樹園を完全子会社としたことに伴い、両社の事業目的を、当社の事業目的に追加・変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                             | 変 更 案                                                                    |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (目的)                                | (目的)                                                                     |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。            | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                 |
| 1. ～14. (条文省略)                      | 1. ～14. (現行どおり)                                                          |
| 15. 生花、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の輸出入、卸、販売および賃貸 | 15. 生花、 <u>観葉植物類</u> 、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の輸出入、卸、販売および賃貸                       |
| 16. ～25. (条文省略)                     | 16. ～25. (現行どおり)                                                         |
| <新 設>                               | <u>26. コンピューターによる写真、ビデオ、アルバム</u> の制作、編集、合成および販売                          |
| <新 設>                               | <u>27. インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用および保守</u> |
| <新 設>                               | <u>28. インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託</u>                                |
| <新 設>                               | <u>29. コンピューターグラフィックの企画、制作</u>                                           |
| <新 設>                               | <u>30. 映写音響機器の賃貸および売買</u>                                                |
| 26. (条文省略)                          | <u>31. (現行どおり)</u>                                                       |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役森耕平氏は任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                            | 所有する当社の<br>株式数 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 中村正彦<br>(昭和22年10月25日生) | 昭和41年4月 仙台国税局入局<br>平成14年7月 杉並税務署長<br>平成18年7月 東京国税局調査第四部長<br>平成19年8月 中村正彦税理士事務所開設(現任) | 0株             |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中村正彦氏は、社外監査役候補者であります。

3. 中村正彦氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、財務経理ならびに監査の分野で40年以上の豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

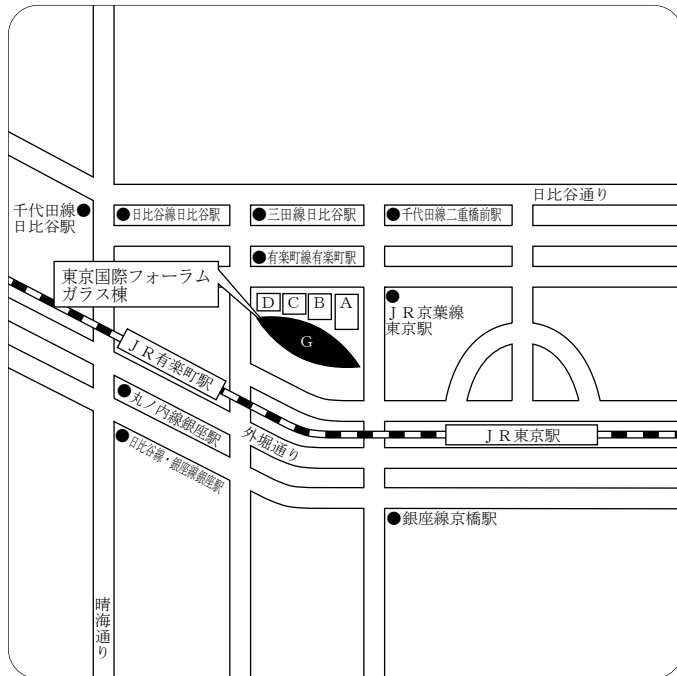
4. 中村正彦氏が監査役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

以上

# 株主総会会場案内図

会 場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ガラス棟 会議室G 4 0 9  
電話 (03) - 5221 - 9000

交通のご案内：J R 線 有楽町駅より徒歩1分  
(国際フォーラム口、東京駅側)  
東京駅より徒歩5分  
(京葉線東京駅と地下1階コンコースにて連絡、  
4番出口)  
地下鉄 有楽町駅より徒歩1分  
(地下1階コンコースにて連絡、D5出口)



A : ホールA B : ホールB C : ホールC D : ホールD G : 会議室・展示ホールロビー